

日米開戦とアメリカ華北駐屯軍

櫻井 良樹

キーワード：支那駐屯軍、華北駐屯軍、日米開戦、ハル・ノート

要旨

本稿は、これまで日米開戦過程における研究に、ほとんど考慮されて来なかったアメリカ軍の中国大陆における駐屯廃止・撤退決定という要素を入れたらどうなるかについて検討したものである。アメリカ国立公文書館（National Archives II）蔵の国務省史料からは、日本軍の大陸からの撤退要求にあたって、アメリカ軍が自国の駐屯軍撤退を絡ませようとしたことを示す史料は見つからなかったが、アメリカ軍の撤退が日米関係の危機を予想してなされた側面のあることはわかった。

1. はじめに

筆者は、数年来、列強各国が中国華北地域に置いていた駐屯軍の実態とその機能を、義和団事変後から撤退までの全期間（1901～1943）にわたって明らかにする研究を続けてきた¹。その過程で、列強の駐屯軍が撤退していく最後の局面において、アメリカ華北駐屯軍の撤退が日米開戦の直前に開始されたことと、どのような関係があるのか（ないのか）を確認しておく必要があることに気がついた。

しかしこの問題については、アメリカ側の研究²はむろんのこと、日本の開戦過程研究においても、ほとんど触れられてはこなかった。そこで本稿では、開戦過程を伝える日米両国の外交文書・国務省文書における本件に関する史料を確認して、どれほどこの問題に迫れるかを確かめてみたい。

¹ 拙著『華北駐屯日本軍——義和団から盧溝橋への道——』（岩波書店、2015年）、拙稿「華北駐屯列国軍と東アジア国際社会」（『麗澤大学大学院言語教育研究科論集 言語と文明』第16巻1～16頁、2018年）。

² この時期にアメリカの中国に駐屯した軍隊に言及しているものに、以下のようなものがある。
・Chester M, Jr. Biggs, *The United States Marines in North China, 1894-1942*, McFarland, 2003
・Joe C. Dixon, *The American Military And The Far East*, United States Air Force Academy, 1980
・Louis Morton, “Army and Marines on the China Station,” *Pacific Historical Review*, vol. 29-1, 1960

2. 日米開戦

1941（昭和16）年12月8日（日本時間）の真珠湾攻撃は、前月26日のハル・ノートの通告後、対米交渉の妥結をあきらめた日本が、11月5日の「帝国国策遂行要領」によって決定された対米開戦を発動したことによって開始された。

開戦の決定にあたって、ハル国務長官の覚書を受け取った東郷茂徳外相は「眼も暗むばかりの失望に撃たれた。〔中略〕その内容の激しさには少なからず驚かされ」と回想している。東郷は、さっそく首相、海相、内大臣と協議した。その結果、ハル・ノートの内容は「米国が今までの経緯および一致せる範囲を凡て無視」したもので、「唯日本に全面的に屈伏を強要するものである、〔中略〕もはや立上るより外ない」というものだった。つまりハル・ノートはアメリカの「最後通牒に等し」かったと後年述べている。アメリカ側がハル・ノートに、そのような最後通牒の意味を籠めて発したということを実証することは困難だろうが、東郷外相は12月1日の御前会議で、この「提案を基礎として此の上交渉を持続するも我か主張を貫徹することは殆ど不可能と云ふの外なし」と述べ、会議は開戦を決定した³。

ハル・ノートに先立つ対米交渉において、最大の難関となっていたのが、中国における日本軍の駐兵・撤兵問題であった。1937年7月の盧溝橋事件以後、日本軍は膨大な軍隊を大陸に送って、満洲事変以後駐屯した満洲地域はむろんのこと、華北から華南にかけて多くの都市を占領し、1940年9月には北部仏印（フランス領インドシナ＝ベトナム）、続いて翌年7月には南部仏印にまで進駐していた。蒋介石が率いる国民政府は奥地の重慶に移り、日本との間の戦争を継続した。いっぽう南京には、日本によって擁立された汪兆銘政権が成立し、1940年11月には日華基本条約を結んで、その第三条で防共のための日本軍の蒙疆・華北への必要期間の駐屯を、第四条で共通の治安維持のために必要とする期間の日本軍の駐屯を認めた。

これに対してアメリカ政府は、汪政権を認めず、したがって日華基本条約も認めず、1941年4月からの日米交渉にあたっては、当初から日本軍撤退を求め、その交渉は難航した。いっぽう日本政府は9月6日に最初の「帝国国策遂行要領」を決定し、対米戦争を決意した上で交渉に臨むことにした。その際の方針でも、日中間の取り極めによる「帝国軍隊の駐屯に関しては之を固守する」と駐兵の継続を基本としていた。その後、10月18日に第三次近衛文麿内閣に代わって東条英機内閣が成立すると、再び「帝国国策遂行要領」が決定され、さらにもう一度交渉を試みた上での対米開戦が決定された。

それにもとづいて11月段階にいたって提示した甲案は、駐兵に関して、いくらかアメリカに譲歩し、蒋介石政権との協定成立後、華北・蒙疆・海南島は約25年、その他は2年で撤兵するというものであった。しかし、ハル・ノートにより、この案は無視さ

³ 以上、東郷茂徳『時代の一面——大戦外交の手記——』359～360・362・365～366・374頁（中公文庫、1989年）。

れた形となり、交渉は決裂に至った。

さきに東郷の回想録から引用したが、ハル国務長官も回想録を残している。そこでは東条内閣が成立したことで、交渉に期待が持てなくなったこと、「行動に出る（それは戦争ということだ）腹だと信じていた」と回顧されている。11月5日には、「二十五日までにわれわれが日本の要求に応じない場合には、米国との戦争もあえて辞さないことにきめている」ことが察せられたので、11月7日の定例閣議で「近づきつつある危険を警告し〔中略〕われわれはいつどこに日本の軍事攻撃が加えられるかわからないから、常に警戒していなければならない」と述べた。14日に東京から香港に送られた電報（傍受したもの）には、日本が「中国における米英の勢力を一掃し、敵国の権益や重要な利権（関税、鉱山など）を接収する」ことが記されていたというのである⁴。中国におけるアメリカへの攻撃が迫っていることを予想させるものであったという回想である。

回顧録の常として、ハルの回想は真珠湾攻撃後の見方が遡及されたもので、ハルが10月から東条内閣が成立した時から戦争をするつもりであったと認識していたというのは怪しく、ハルは日米暫定協定案の提出を11月26日まで考えていたよう（暫定案については蒋介石より強い反対があった）に、実際には交渉を続けていくつもりであったことが指摘されている⁵。しかし中国におけるアメリカ権益のことを懸念していたと述べていることも重要であろう。

3. ハル・ノートと北京最終議定書

ハル・ノートは、第2部（Section 2）の第三項で撤兵問題について、「日本国政府は、支那及び印度支那より「一切の陸、海、空軍兵力及び警察力を撤収すべし」と記していた。この「支那」は原文ではChinaであり、そのChinaの指す範囲は、どうやら満洲の部分を除くものを意味していた可能性が高かったことは須藤真志氏が明らかにしている。11月24日までの草稿には、「満洲を除く」という語句があったのだが、それを日本側は知らずに（確かめることをせず）、特に軍関係者は満洲を含む全中国からの撤退をアメリカが要求していると解釈していたというのである⁶。

いっぽうハル・ノートには、これまでの交渉では登場しなかった事柄が新たに加えられていた。それが第2部の第五項で、日米「両国政府は外国租界及居留地内及之に関連せる諸権益並に1901年の団匪事件議定書に依る諸権利を含む支那に在る一切の治外法権を抛棄すべし」という条項であった。これに関して、日米両国は、さらに英国政府やその他の諸政府の同意を取りつけるよう努力すべしと書かれていた⁷。

これはどういうことかということ、中国における治外法権撤廃・租界における権益の返

⁴ 以上、コーデル・ハル『ハル回顧録』176頁（中公文庫、2001年）。

⁵ 須藤真志『ハル・ノートを書いた男』（文春新書、1999年）。

⁶ 須藤真志「ハル・ノートと満州問題」（『法学研究』69巻12号、1996年）。

⁷ 外務省編『日本外交文書 日米交渉』下巻200頁（平成2年、外務省）。

還を、日米両国が行うという提案で、それをイギリスや他国にも伝えて同意を得るよう努力しようというものであった。これはハル・ノートの原型となった、11月17日にモーゲンソー財務長官（Henry Morgenthau, Jr）の提出した提案から引き継がれたものであった。

少し説明を加えることが必要であろう。19世紀以来、中国と列強（日本を含む）との間では不平等条約が結ばれたり、租界・租借地が設定されたりしていた。そこには治外法権や領事裁判権が存在していた。その改正は、以前から懸案となっていた。これは日米両国のみに限らない問題であり、特にイギリスがリードして築き上げてきた權益であった。そしてこれらは最恵国待遇によって各国にも均霑（平等に適用）されるものであったから、イギリスおよび他列強（フランスやオランダ・ベルギーなど）の同意がなければ改正は実効性を有するものとはならないものであった。

この点について、東郷外相は12月1日の御前会議において、ハル・ノートでアメリカが要求している撤兵要求（第二、三項）、国民政府否認（第四項）、三国条約否認（第九項）および多边的不可侵条約（第一項）などの提案については、とうてい同意できないものと述べているものの、この治外法権撤廃については「我方として容認し得べき項目」と説明している⁸。つまり対立の焦点とならなかった問題だったので、これまでの日米開戦過程の研究においては、特に取りあげて論じられることがなかったように思われる。

しかし注目してほしいのは、この第五項の提起する治外法権の撤廃に関する提案に、「一九〇一年の団匪事件議定書に依る諸権利を含む」とある点である。「一九〇一年の団匪事件議定書」というのは、一九〇〇年の義和団事件（北清事変）に際し、列強諸国（英仏独米露伊墺日）が出兵して8カ国連合軍を組織して清国政府を破った結果、その講和条約的な意味を有するものとして結ばれた北京最終議定書（辛丑条約、Boxer Protocol）を指している。40年前の取り決めであった。調印国は、清国と戦った8カ国のほかに、ベルギー、オランダ、スペインである。

この議定書の主内容は、北清事変の戦費賠償と列強諸国の駐兵権を定めたものであり、それらは治外法権とは直接関係はしない。しかし同時に議定書には、北京公使館区域の設定と、そこに警備兵を置くことを規定していた。この北京公使館区域は、租界と同様な性格を有する地域であったから、そこで第五項に租界・居留地と並べて書き込まれたように思われる。

しかし租界に関連する諸權益や議定書による諸権利というのは、かなり広い概念で、かつ治外法権の撤廃が租界返還とつながるものであれば、公使館区域を警備する守備兵や天津に駐屯する兵力にも関係が及んでくる可能性があった（賠償金については、1938年までに支払いが済んでいたために、ここでは関係しない）。日本において1899年に成

⁸ 同上、下巻219頁。

功した不平等条約の重要な部分の改正、つまり治外法権の撤廃が、居留地の廃止とセットでなされたことを思い起こせば想像できよう。上海や天津の租界には、外国兵が存在していたから、その駐兵・撤兵問題に波及してくる可能性のある問題であった。

1941年の時点で、北京議定書による駐兵権が有効であったのは、日本・アメリカ・イギリス・フランス・イタリアの5国であり、実際にこれらの国は、1941年でも中国に軍隊を派遣・駐屯させていた国である。アメリカの8月20日付の外交文書は、アメリカは、海兵隊員が北平（北京）・秦皇島・天津に合計で289人、上海に約900人、フランスは北平（北京）に43人と天津・大沽・山海関・秦皇島に合計で約400人、上海に1070人、イタリアは北平に37人と天津・大沽・山海関に合計で約150人、上海に約200人存在していることを伝えている⁹。イギリスは、前年8月に北平・天津からは撤退したが、上海には相当数の兵力を有していた（なおこれは議定書の権利によるものではなかった）。

4. アメリカ華北駐屯軍の撤退と開戦

日本軍の中国からの撤退を要求しているアメリカが、日本軍に比べて極めて少数とはいえ中国大陸に駐屯していたことは、日本軍撤退を要求する主張に合理性を欠くところがあるように思われる。その辺のことは、アメリカ側も気づいており、たとえば1941年10月25日付極東部のWilliam R. Langdonは、日米交渉の今後の方針を述べた文章のなかで、万里長城以南からの日本軍の撤兵について提案しているが、その際に議定書にもとづくものや租界防衛のための小兵力については除外するとしていた¹⁰。

日本側も交渉の過程で、列国の中国における駐兵について言及したことがある。10月30日に、東郷外相はアメリカのグルー大使に「撤兵問題ノ如キニ付テモ支那ニハ日本以外ニモ現実ニ駐兵シ居ル国アリ」と述べて、米側の実情認識と日本の立場に十分な理解を要求していた¹¹。

アメリカ軍は、それまでにもしばしば華北地域からの撤兵を検討したことがあったが、実行には至らず、日中戦争本格化後の翌年（1938年）3月に陸軍部隊（第15聯隊）を撤退させて、500人以下の海兵隊員が駐屯する体制に改めていた¹²。

アメリカが、この部隊を撤退させることを検討し始めたのは、1941年8月からのことであった。検討が進み、軍隊を引き揚げることを考慮中だと在外使臣に伝えたのは、11月6日から7日にかけてのことであり、その撤退を大統領が正式に表明したのは14日のことだった。アメリカ側の史料には、撤退を議定書調印国に伝えるよう指示した文

⁹ Foreign Relations of the United States（以下FRUSと略す）1941 The Far East, Volume V, p. 558.

¹⁰ FRUS 1941 The Far East, Volume IV p. 548.

¹¹ 『日本外交文書 日米交渉』下巻66頁。

¹² このあたりの経緯については拙著『華北駐屯日本軍』に記した。

書がある。17日に重慶の中国政府や他国の駐屯軍にもそれは伝えられた。ただし、その時には、議定書の権利は留保すると伝えており、権利自体を放棄はしなかったものの、実際には駐屯軍の廃止を意味するものであった¹³。

日本は、上海からのアメリカ海兵隊の撤退について、アメリカ軍司令官よりの通達により知った¹⁴ので、その配下にある北平・天津からのアメリカ軍の撤退も理解したと思われる。実際にアメリカ軍から北平の日本軍守備隊長に撤退の連絡がなされたのは11月28日のことであった¹⁵。中国からのアメリカ軍撤退は上海からの部隊が優先されたため、華北については日米開戦の8日までには終わらず、一部の兵員は日本の捕虜となった。まさに日米交渉の最後の段階で、アメリカ軍の中国からの撤退が平行して進行していたのである。

以上の過程をアメリカ側が、日本軍によってアメリカ駐屯軍が攻撃されることを回避する措置を行っていた、つまり日米関係の破局を感知していた証拠と見なすこともできようが、反対にアメリカが日本軍撤退要求の正当性を強めるために行ったものであったと解釈することもできる。

撤退過程についてのアメリカ国務省の文書には、海兵隊側からの撤退提案に対して、10月16日の極東部の意見として、現時点では撤退せず、日米間の破裂が事実上避けられないという結論に達した場合に、撤退するということが記されている¹⁶。

そうすると11月14日の大統領決定は、日米間の破局が迫っているということをアメリカ側が危惧したということになるだろうか。そしてこの中国からのアメリカ軍の撤退決定は、直接的に日米交渉のために華北駐屯軍を引き上げるというわけではないが、いっさいの日本軍の中国からの撤兵を要求することの合理性を高めることになったと思われる。

つまり結論として、中国からのアメリカ軍の撤兵は、日米関係破綻が迫っているなかで決定されたものである可能性は高い。ただし現在のところ、アメリカ軍の中国大陸からの撤兵をもって、日本軍撤兵要求交渉に絡めることを主張したり、それを匂わせたりしている史料は見つからないことも指摘しておく。

付記

本稿は平成31年度科学研究費・基盤研究(C)「華北駐屯列国軍を通じて見る東アジア国際社会の変容に関する研究(1901-43)」(課題番号16K03056)の研究成果の一部である。

¹³ FRUS 1941 The Far East, Volume IV p.578-80・582-583 およびアメリカ国務省文書、RG59 893.0146/918、アメリカ国立公文書館 NARA II 所蔵)。

¹⁴ 外務省編『日本外交文書 日中戦争』第4冊2797頁(平成23年、外務省)。

¹⁵ アメリカ国務省文書、RG59 893.0146/918。

¹⁶ アメリカ国務省文書、RG59 893.0146/917。